

堺市に避難された方々の生活を支援します

－ 令和 6 年能登半島地震に伴う堺市の対応－

堺市では、令和 6 年能登半島地震で被災し、堺市内へ避難された方々への支援を実施します。

また、堺市に避難された方や被災された方のご家族からの問い合わせに対して各種支援メニューをご案内するなど、被災者の皆様からの相談にきめ細やかに対応するための被災者支援ワンストップ相談窓口を開設します。

1 被災者支援ワンストップ相談窓口

- ・対象者：令和 6 年能登半島地震により被災し堺市に避難された方や被災された方のご家族等
- ・電話番号：072-228-7834
- ・開設時間：午前 9 時～午後 5 時 30 分（土・日曜日、祝日を除く）
- ・開設期間：令和 6 年 1 月 10 日（水）～令和 6 年 3 月 29 日（金）
※閉鎖日については避難者の状況により検討します。
- ・受付内容：以下の支援内容など避難生活全般について

2 支援内容（内容の詳細と担当課は別紙一覧参照）

- ① 市営住宅の無償提供
- ② 上下水道料金の免除
- ③ 生活保護の申請相談
- ④ 保健医療専門職による健康相談等保健医療サービスの提供
- ⑤ 国民年金保険料の免除
- ⑥ 被災児童の受け入れ〔認定こども園、保育所等〕
- ⑦ 被災児童等の受け入れ〔市立の幼稚園・小中支援学校・高等学校〕
- ⑧ 図書の貸し出し
- ⑨ 被災児童等への心のケア
- ⑩ 妊産婦の健康診査、乳幼児の健康診査
- ⑪ 社会福祉協議会によるボランティア相談の受付

問
い
合
わ
せ
先担 当 課：危機管理室 危機管理課
電 話：072-228-7605
ファックス：072-222-7339

令和 6 年能登半島地震により堺市に避難された方々への支援内容

<被災者支援ワンストップ相談窓口>

- 対象者：令和 6 年能登半島地震により被災し、堺市に避難された方や被災された方のご家族等
- 専用電話：072-228-7834
- 開設時間：午前 9 時～午後 5 時 30 分（土・日曜日、祝日を除く）
- 開設期間：令和 6 年 3 月 29 日（金）まで（閉鎖日については避難者の状況により検討します）

<支援内容>

項目		支援内容	担当課、連絡先等	支援の根拠法令の有無 根拠法令名・制度名
1	市営住宅の無償提供	・提供戸数：12 戸 ・受付開始日：令和 6 年 1 月 11 日 ・提供開始日：令和 6 年 1 月 15 日 ・提供期間：1 年間 （支援対象者） 令和 6 年能登半島地震により被災し、居住していた住宅が損壊し、罹災証明書の交付を受けている方、又は当該住宅に引き続き居住することが困難な方で、堺市に避難された方。	建築都市局 住宅部 住宅管理課 直通 072-228-8343 FAX 072-228-8034 建築都市局 住宅部 住宅改良課 直通 072-228-8113 FAX 072-228-8034	国ベース支援 （国交省の通知） 生活上必要な生活物品（ガスファンヒーター、照明器具、寝具、冷蔵庫、カーテン類一式、ガスコンロ）もあわせて提供。
2	上下水道料金の免除	市営住宅等の公的賃貸住宅を無償で提供された方の上下水道料金を 1 年間免除します。	上下水道局 経営企画室 経営マネジメント担当 直通 072-250-9227 FAX 072-250-6600	堺市独自支援 （堺市水道事業給水条例第 32 条及び堺市下水道条例第 26 条の規定を適用）
3	生活保護の申請相談	手持ち金や預貯金などの資産がなく、今後の生活の目途が立たず困っている方に対し、生活保護法による保護の適用を行います。	健康福祉局 生活福祉部 生活援護管理課 直通 072-228-7412 FAX 072-228-7853	国ベース支援（生活保護法）
4	保健医療専門職による健康相談等保健医療サービスの提供	避難者の状況に応じて、健康相談等を健康推進課及び各保健センターで実施します。	健康福祉局 健康部 健康推進課 直通 072-222-9936 FAX 072-228-7943	災害対策基本法第 86 条
5	国民年金保険料の免除	被保険者等が所有する住宅、家財その他の財産が、その価格の概ね二分の一以上の被害を受けた場合に保険料を免除します。 ※免除期間は令和 5 年 11 月分から令和 8 年 6 月分まで	健康福祉局 長寿社会部 医療年金課 直通 072-228-7375 FAX 072-222-1452	国ベース支援 厚労省より通知あり （令和 6 年 1 月 2 日年管管発 0102 第 1 号「令和 6 年能登半島地震により被害を受けた国民年金第 1 号被保険者に対する保険料免除に係る取扱いについて」）

6	被災児童の受け入れ [認定こども園、保育所等]	お子さんの保育を必要とする場合に、認定こども園、保育所、地域型保育事業施設において、児童の受け入れを実施します。 ※保育料：無償	子ども青少年局 子育て支援部 幼保推進課 直通 072-228-7173 FAX 072-222-6997	〈根拠法令〉 子ども子育て支援法施行令等 〈制度名〉 被災した教育・保育給付認定 保護者等に係る利用者負担額の減免 ※こども家庭庁からの事務連絡
7	被災児童等の受け入れ [市立の幼稚園・小中支援学校・高等学校]	幼稚園、小中支援学校、高等学校のお子さんがある場合に、小中支援学校へ受け入れを実施します。 ※高校授業料：無償	【幼稚園】 教育委員会事務局 学校教育部 教育課程課（幼児教育推進担当） 直通 072-270-8120 FAX 072-270-8130 【小中学校等、高等学校】 教育委員会事務局 学校管理部 学務課 直通 072-228-7485 FAX 072-228-7256	国ベース支援 (文科省の通知)
8	図書の貸し出し	貸出カードを交付し、図書を貸し出します。	教育委員会事務局 中央図書館 総務課 直通 072-244-3811 FAX 072-244-3321	堺市独自支援 (堺市立図書館管理運営規則 第7条第2項第4号)
9	被災児童等への心のケア [市立の幼稚園・小中支援学校・高等学校]	スクールカウンセラーによる子どもへの心のケアを行います。	教育委員会事務局 学校教育部 生徒指導課 直通 072-340-3478 FAX 072-228-7421	堺市独自支援
10	妊産婦の健康診査、 乳幼児の健康診査	妊産婦健康診査の受診票を持たずに避難してこられた場合に、堺市の妊産婦健康診査の受診票を交付します。 市が定めた検査項目の公費負担を実施します。 避難された乳幼児に対し、健康診査を実施します。 ・生後1～3か月児と9～11か月児に各1回、堺市の乳児一般健康診査の受診票を交付し、公費負担を実施します。 ・4か月児、1歳6か月児、3歳6か月児に保健センターで健康診査を無償で実施します。	子ども青少年局 子ども青少年育成部 子ども育成課 直通 072-228-7612 FAX 072-228-8341	こども家庭庁からの事務連絡

11	社会福祉協議会によるボランティア相談の受付	避難者の状況に応じて、ボランティア支援の相談を受け付けます。	(社福) 堺市社会福祉協議会 直通 072-232-5420 FAX 072-221-7409	
----	-----------------------	--------------------------------	---	--